けの勝敗を決定するものである場合にあっては、一のイ及び二のイを除く。）及び８（一から四まで以外の部分に限る。）の規定は適用しないものとし、その他の規定の適用については、次に定めるとおりとする。

一　８の一から四までの規定は、電子テーブルゲームシステム等を使用するマネーホイールを行う場合の第八の規定の適用について準用する。この場合において、８の二中「７一のイ」とあるのは、「７一のイ（当該電子テーブルゲームシステム等が１に定める用具に相当する機械式乱数発生装置の出力した値に基づき賭けの勝敗を決定するものである場合に限る。）」と読み替えるものとする。

二　電子テーブルゲームシステム等が１に定める用具に相当する機械式乱数発生装置が出力した値に基づき賭けの勝敗を決定するものである場合における３の三、４から６まで並びに７一のイ及び二のイの規定の適用については、当該機械式乱数発生装置による値の出力を、ディーラーが円盤を回転させてクラッパーがセクションを示す事象とみなし、当該機械式乱数発生装置の出力した値を、当該セクションに表示されたシンボルとみなす。この場合において、セクションに表示されたシンボルとみなす出力した値は、円盤を回転させた場合に当該シンボルが当たりシンボルとなる確率と同じ確率で出現するものとし、７の一中「ディーラー」とあるのは、「カジノ事業者」とする。

三　二に定める場合以外の場合における３の三及び４から６までの規定の適用については、円盤の回転及びクラッパーによるセクションの指示は、その結果が電子テーブルゲームシステム等の表示装置に表示されることにより行われたものとみなす。この場合において、表示される円盤は１の二の要件を満たすものとし、表示されるシンボルは円盤を回転させた場合に当該シンボルが当たりシンボルとなる確率と同じ確率で出現するものとする。

10　ディーラー操作式電子テーブルゲームシステム又は電子テーブルゲームシステム等に係る不適切な事象に対する措置

一　８又は９に定める場合において、カジノ事業者は、ディーラー操作式電子テーブルゲームシステム又は電子テーブルゲームシステム等が故障したことその他の理由により、８又は９において適用する第八で定める方法によりマネーホイールを行うことができなくなった事実を認識したときは、速やかに当該故障その他の理由により影響を受けた顧客の当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとしなければならない。ただし、当該事実が、４の処理が終了した後に発生した場合にあっては、当たりシンボルに従って決定した賭けの勝敗に従った賭金の回収及び勝金の支払を行うものとする。

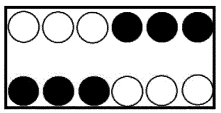
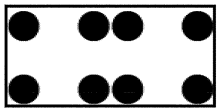
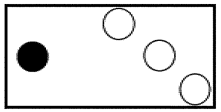
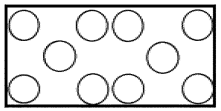
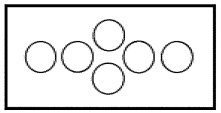
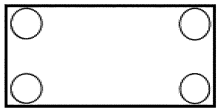
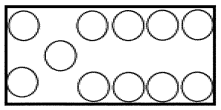
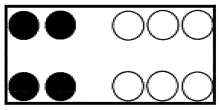
二　カジノ事業者は、一のただし書に定める措置が該当する顧客の特定が困難であること又は顧客が所在不明であることその他の理由により完了できないと認められる場合は、その記録を作成し、これを保存しなければならない。

第九　パイゴウ

１　使用する用具

一　１組のタイルセット（一の面に二の表⑴の項から⑾の項までに規定する意匠を表示したパイゴウタイルを各２枚、一の面に同表⑿の項から㉑の項までに規定する意匠を表示したパイゴウタイルを各１枚の計32枚で構成するパイゴウタイルの組をいう。以下この第九において同じ。）及び３個のさいころを使用する。

二　パイゴウタイルの各意匠は、おおむね次の表に掲げるとおりとする。

⑴		地の色は黒色とし、左側上方及び右側下方にある各３個の○点は白色とし、左側下方及び右側上方にある各３個の●点は赤色とする。
⑵		地の色は黒色とし、●点は赤色とする。
⑶		地の色は黒色とし、●点は赤色とする。
⑷		地の色は黒色とし、左側にある１個の●点は赤色とし、右側にある３個の○点は白色とする。
⑸		地の色は黒色とし、○点は白色とする。
⑹		地の色は黒色とし、○点は白色とする。
⑺		地の色は黒色とし、○点は白色とする。
⑻		地の色は黒色とし、○点は白色とする。
⑼		地の色は黒色とし、左側にある４個の●点は赤色とし、右側にある６個の○点は白色とする。